

2019 年度（平成 31 年度）
首都大学東京 大学院都市環境科学研究科
都市政策科学域 選抜試験（冬季）
博士前期課程（一般・社会人）

科目 <小論文>

時間 9 : 3 0 ~ 1 1 : 3 0

- 注意事項： ①解答は、配布された答案用紙に行うこと。不足した場合は、手を挙げて申し出て下さい。
②答案用紙の「学修番号」欄に「受験番号」を、「氏名」欄に「氏名」を記入してください。
③その他、監督者の指示に従うこと。

受験番号	一般・社会人	氏名
------	--------	----

内閣府地方創生推進事務局ホームページの「都市再生」の項目では、以下のように書かれている（2018年12月28日現在）。

以下の文章を読んだ上、各問に答えてください。

「都市再生については、我が国の活力の源泉である都市の魅力と国際競争力を高めるため、平成13年に ① 都市再生本部を設置し、全省庁あげて取り組んできたところです。…【中略】…

一方で、② わが国の経済情勢は、都市再生の取り組みが始まった平成13年当時からは激変してきており、…【中略】…

そのため、「都市再生に取り組む基本的考え方」（平成30年4月26日都市再生本部決定）を見直し、「世界最先端の都市再生」を進めていくこととし…【中略】…、「③ 東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」（平成30年7月12日都市再生本部・まち・ひと・しごと創生本部決定）を決定しました。

- (1) 下線①に関して、いわゆる高度成長期(1950年代後半)から、都市再生本部ができた平成13年(2001年)頃までの、日本の国土政策・地域政策の柱(目的・方向性)に関する歴史的な流れについて、当時の経済・社会情勢とあわせて述べてください。
- (2) 下線②の平成13年(2001年)当時から激変した、都市に関わるわが国の経済・社会・世界情勢、出来事としてどのようなものがあったか、そして残された課題としてどのようなものがあるか述べてください。
- (3) 下線③では、今後の都市再生に向けた「支援施策の方向」を策定したとあるが、上記(1)(2)を踏まえると、どのような方向性があると考えられるか述べてください。